

## 放電ガン固定台座 (03-00061B) 取扱説明書

### 1. まえがき

このたびは放電ガン固定台座 (03-00061B) をお買い上げ頂きありがとうございます。  
本製品は、ESD 試験器の校正を行う際、放電ガンを固定する為の台座です。  
当社放電ガン GT-30R(A)/TC-815R/TC-815S に対応しています。

### 2. 注意事項

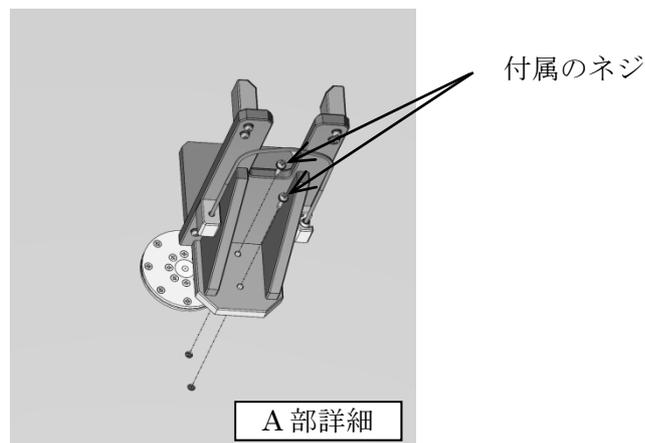
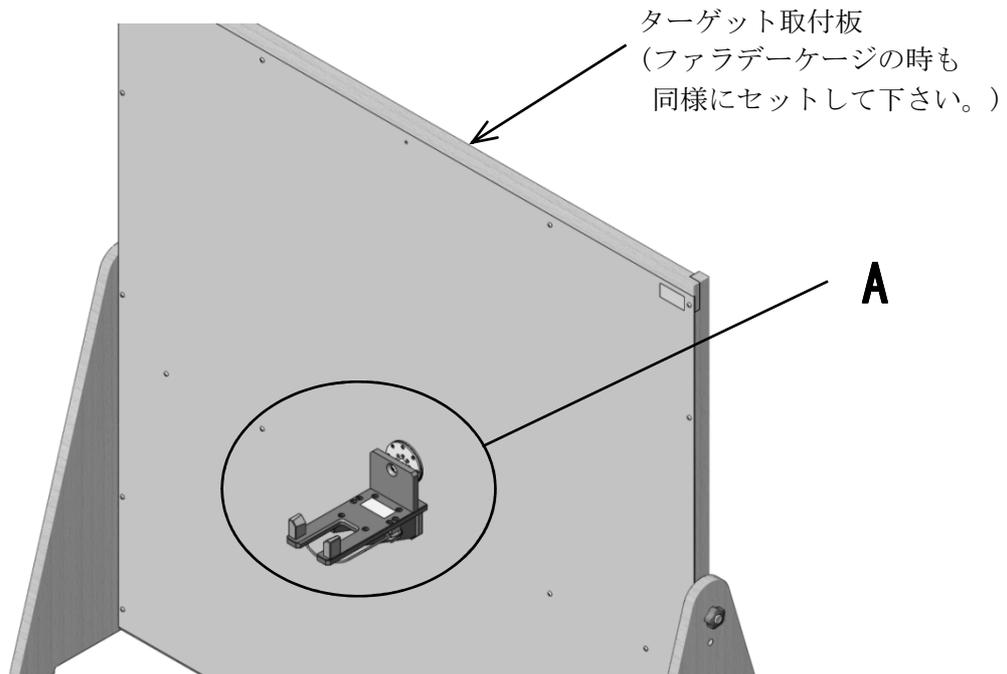
安全に使用するため本書を必ずお読みください。また、安全のための注意事項、保証などに関する規定は、静電気試験器本体及び放電ガンの取扱説明書に記載された内容に従ってください。

本製品は、本書ならびに静電気試験の内容を理解し、安全に使用できる方が取り扱いください。

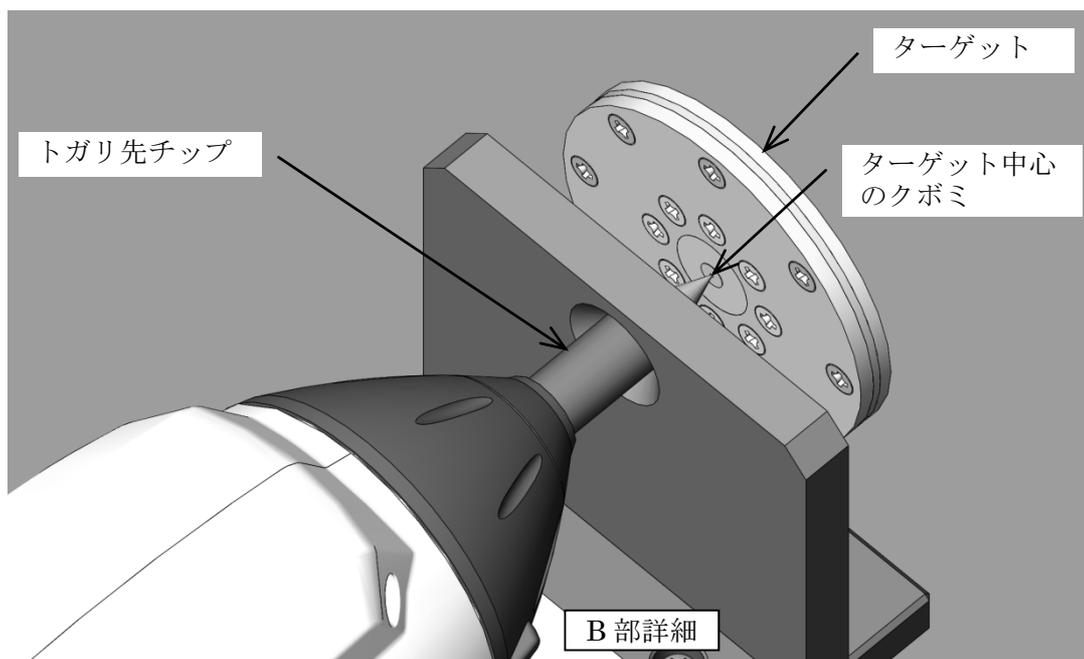
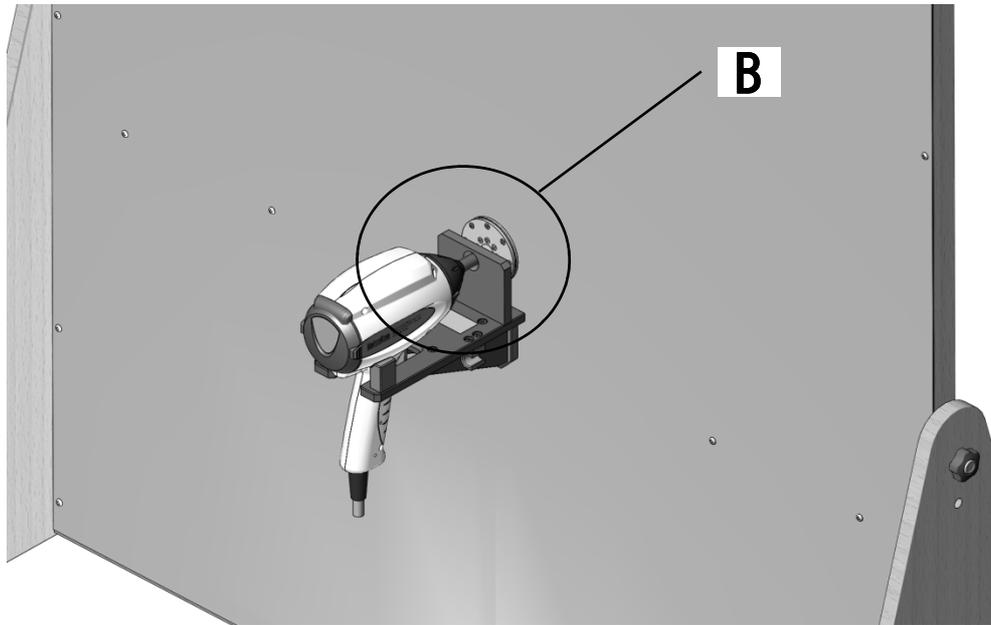
### 3. 設置方法

ターゲット取付板 (03-00052B) やファラデーケージ (FC-200) への放電ガン固定台座の設置は以下の手順で行って下さい。

- ①ターゲット取付板に放電ガン固定台座を取付ける場合は、付属の座金付ネジ M4×25 (2本) を使用し、ファラデーケージに取付ける場合は、座金付ネジ M4×16 (2本) を使用して固定します。



②放電ガンのチップを固定台座の穴に通し、チップ先端をターゲット中心のクボミに合わせてセットします。

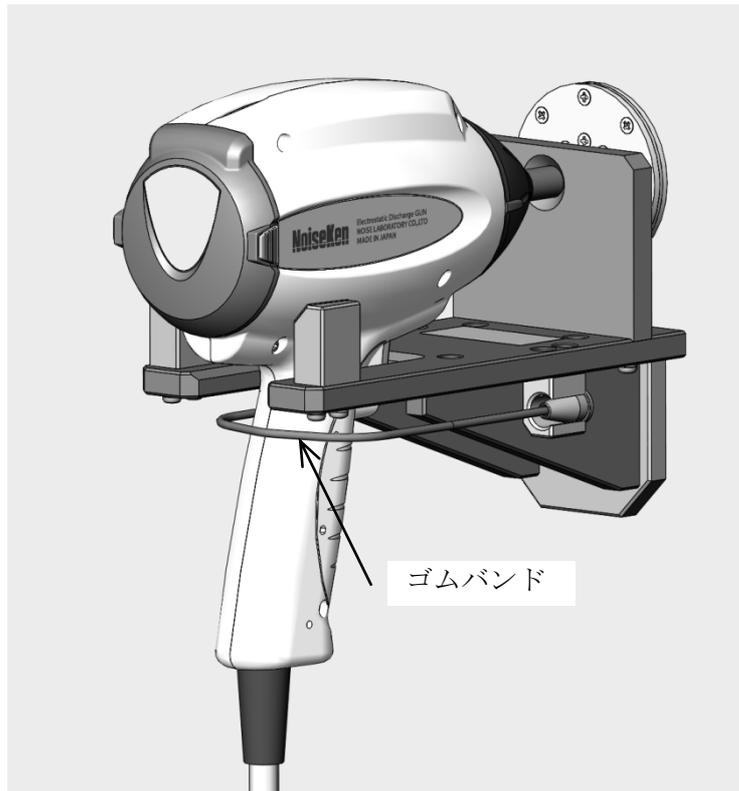


※図の放電ガンはGT-30R(A)を示していますが、TC-815R/Sの場合も同様にセットして下さい。

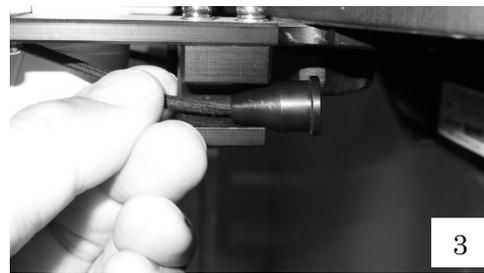
**注意**

チップ先端がターゲット中心のクボミと合わない場合は、台座の取付ネジを一旦緩めて位置調整を行って下さい。

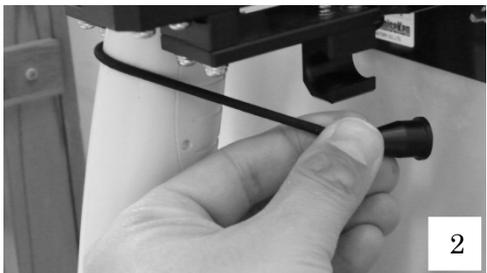
③放電ガンを台座にセットした後、以下の図を参照し、ゴムバンドを掛けます。



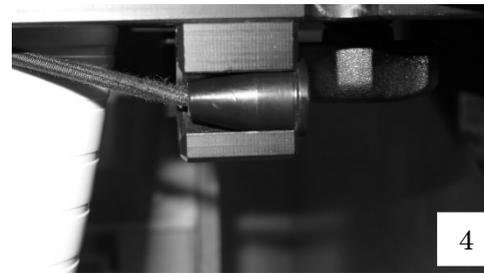
ゴムバンドの先端をつまみ



ゴムバンドの先端をフックに掛けます。



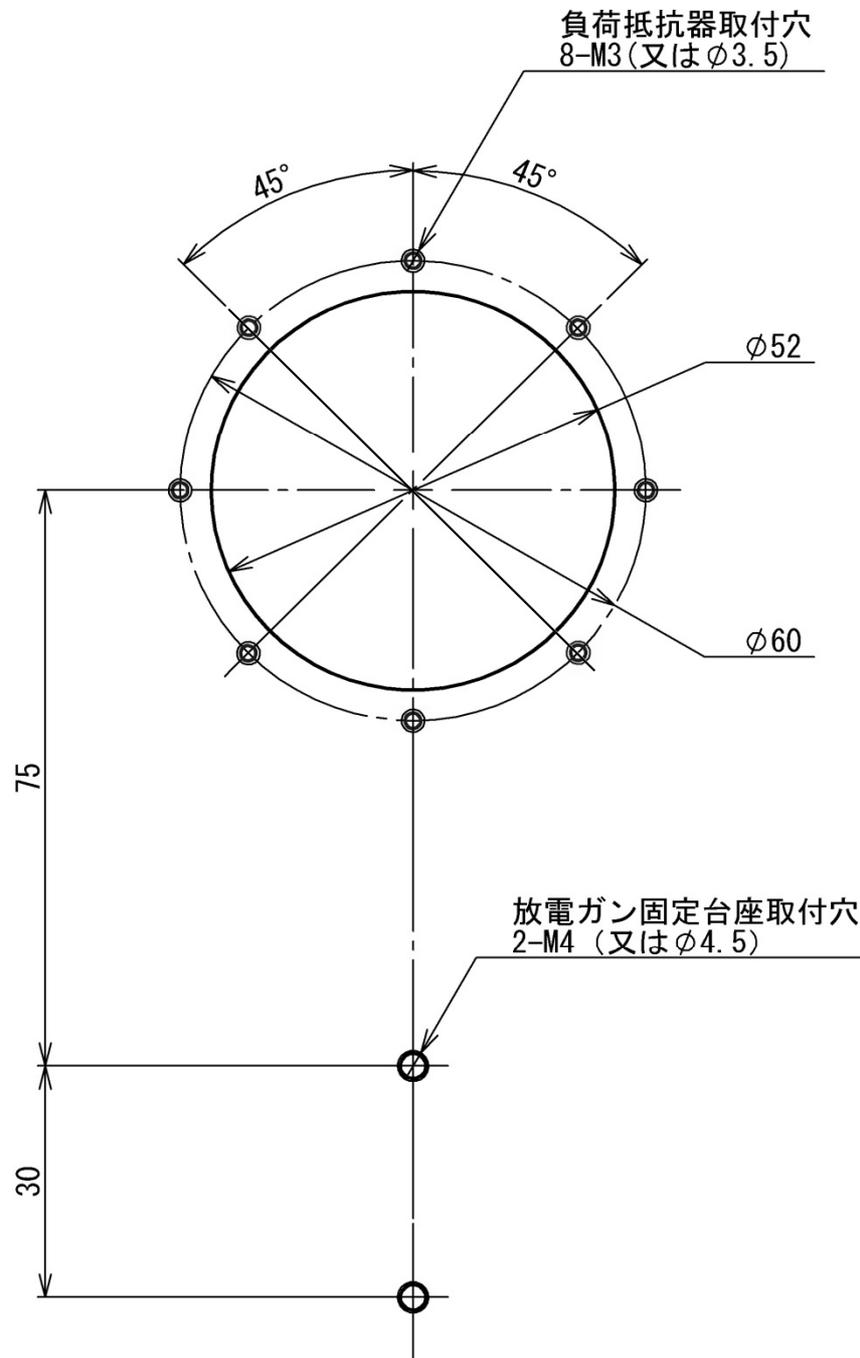
ガンの取手部にゴムバンドを掛けます。



完了(フックに掛けた状態)

## 4. 取付穴寸法図

ターゲット取付板やファラデーケージ以外のものに取り付ける場合は、お客様にて以下の図の寸法で穴加工を行って下さい。



## 5. 故障したときの連絡先

- 故障と思われる症状が現れた場合は、症状、モデル名をお調べ頂き、ご購入元またはカスタマサービスセンターまでご連絡ください。
- 製品をご返送頂く場合は、修理依頼書に故障の状況・症状や依頼内容を詳述した上で、モデル名をお調べ頂き、機器全体を元の梱包、または輸送に適した同等の梱包物にてお送りください。

□ カスタマサービスセンター

TEL (0088)25-3939(フリーコール) / (042)712-2021

FAX (042)712-2020

### お断り

- 本書の内容は予告なく変更されることがあります。
- 株式会社ノイズ研究所の許可なしに、いかなる方法においても本書の複写、転載を禁じます。
- 本書の内容については万全を期しておりますが、万一ご不審な点や誤り、記載漏れなどお気づきの点がございましたら、ご購入元までご連絡ください。
- 本製品がお客様により不適当に使用されたり、本書の内容に従わずに取り扱われたり、ノイズ研究所及びノイズ研究所指定の者以外の第三者によって修理、変更されたこと等に起因して生じた障害や損害等につきましても、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- 本体を変更したり、改造をした結果、障害や損害が発生した場合一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本製品を運用した結果につきましても、上記に関わらず責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本書内で、上記記載以外の商標や会社名が使用されている場合があります。これらの商標や会社名は、株式会社ノイズ研究所に所属するものではありません。

#### ● 安全保障輸出管理制度 ～当社製品の輸出についてのお願い～

本製品は、輸出貿易管理令別表第一第1～15項までには該当しておりませんが、第16項のキャッチ・オール規制対象貨物に該当します。よって、当社製品を海外へ輸出、または一時的に持ち出す場合には最終需要者・最終用途等の確認審査をおこなう為、事前に当社へ輸出連絡書の提出をお願いしております。記載内容につきましても、お客様を信頼し、輸出連絡書に記載の最終仕向け国・最終需要者・最終用途等をもって、輸出貿易管理令別表第一第16項規制の確認をさせていただきます。

輸出規制の法律を厳守する為、輸出連絡書の提出を必ずお願い致します。また、国内外の取引先に転売する場合は、転売先に上記内容についてご通知をお願い致します。

※ 上記内容は法令に基づいておりますので、法令の改正等により変更される場合があります。法令の規制内容・輸出手続等についての詳細は政府機関の窓口（経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課等）へお問い合わせください。